

◎新潟県告示第1006号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、三条市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等	
10月5日（火） 10月6日（水） 10月7日（木）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	三条市役所大型車庫	三条市全域	
10月8日（金） 10月11日（月） 10月12日（火）		三条市総合福祉センター マイクロバス車庫		
10月13日（水） 10月14日（木） 10月15日（金） 10月18日（月） 10月19日（火）		三条市役所大型車庫		
10月20日（水）		三条市役所 下田庁舎前車庫		
10月21日（木）		三条市役所 栄庁舎前車庫		
10月22日から令和4年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日から同月31日まで及び令和4年1月3日を除く。		新潟県計量検定所		上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所		特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会